



平成 22 年 6 月 21 日

各 位

会 社 名 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長 兼 社長 兼 CEO 河原 春郎
(コード番号 6632 東証第一部)
問合せ先 取締役 兼 CFO 尾高 宏
(TEL 045-444-5232)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、平成 22 年 3 月 12 日付「当社および日本ビクターにおける過年度決算の訂正および再発防止策の策定、ならびに平成 22 年 3 月期第 3 四半期の四半期報告書の提出等に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、同日付で、当社の連結子会社である日本ビクター株式会社（以下「ビクター」）および当社における過年度決算の訂正を行い、関東財務局に過年度の有価証券報告書等（内部統制報告書を含みます。）の訂正報告書および有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしました。

ビクターでは、上記のうち平成 19 年 3 月期有価証券報告書、平成 20 年 9 月中間期半期報告書、平成 21 年 3 月期有価証券報告書の訂正、ならびにこれらのうち平成 19 年 3 月期有価証券報告書を参照書類とする有価証券届出書に基づき、平成 19 年 8 月に募集株式を発行したこと、および、当社では、上記のうち平成 20 年 12 月第 3 四半期四半期報告書、平成 21 年 3 月期有価証券報告書の経営統合にともなうのれんの償却他に関する訂正、ならびにこれらのうち平成 21 年 3 月期有価証券報告書の内容を含む有価証券届出書に基づき、平成 21 年 7 月に新株予約権を発行したことに関し、本日付で証券取引等監視委員会から、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、ビクターに対し 7 億 760 万円、当社に対し 8 億 3,913 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がありましたので、お知らせいたします。

当社は、この度の証券取引等監視委員会より勧告されたことを真摯に受け止め、正式な課徴金手続きに関する通知を受領後、対応について検討し、決定次第、平成 23 年 3 月期業績への影響を含めてあらためて開示する予定です。

株主の皆様、投資家の皆様、金融機関の皆様、お取引先の皆様のほか多くの関係者の皆様に、大変なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、本年 3 月 29 日付で株式会社東京証券取引所に提出しました「改善報告書」の内容に沿って、再発防止策として①企業風土改革のための経営体制と内部統制システムの確立、②会計システム・体制の改革、③モニタリングの強化等に全社一丸となって取り組み、過去の諸問題を一扫して新たな出発をすべく鋭意努力してまいりますので、今後とも皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

<ご参考>

証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2010/2010/20100621-1.htm

以 上